

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

二

号外(二) 令和三年六月三十日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十二の項中第四十四号を第四十八号とし、第四十三号を第四十七号とし、第四十二号を第四十六号とし、同項第四十一号中「規定による」の下に「飼養する犬が人の生命又は身体に害を加えた旨の」を加え、「(特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合を除く。)」を削り、同号を同項第四十五号とし、同項中第四十号を第四十四号とし、第三十七号から第三十九号までを四号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の四号を加える。

37 条例第十条の二第一項の規定による多頭飼養の届出を受けること。

38 条例第十条の二第二項の規定による多頭飼養の届出事項の変更の届出を受けること。

39 条例第十条の二第三項の規定による多頭飼養の廃止等の届出を受けること。

40 条例第十条の三の規定により必要な助言又は指導を行うこと。

附則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄中第二十二号を第二十三号とし、同欄第二十一号中「規定による」の下に「飼養する犬に異常があつた旨の」を加え、同号を同欄第二十二号とし、同欄第二十号中「規定による」の下に「飼養する犬が人の生命又は身体に害を加えた旨の」を加え、「（特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合を除く。）」を削り、同号を同欄第二十一号とし、同欄中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

19 条例第十条の二第一項の規定による多頭飼養の届出の受付
附 則

この訓令は、令和三年七月一日から施行する。

令和三年六月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社